

東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画
最終稿



ひと
～人・かがやきプラン～

【概要版】

令和4（2022）年3月改訂

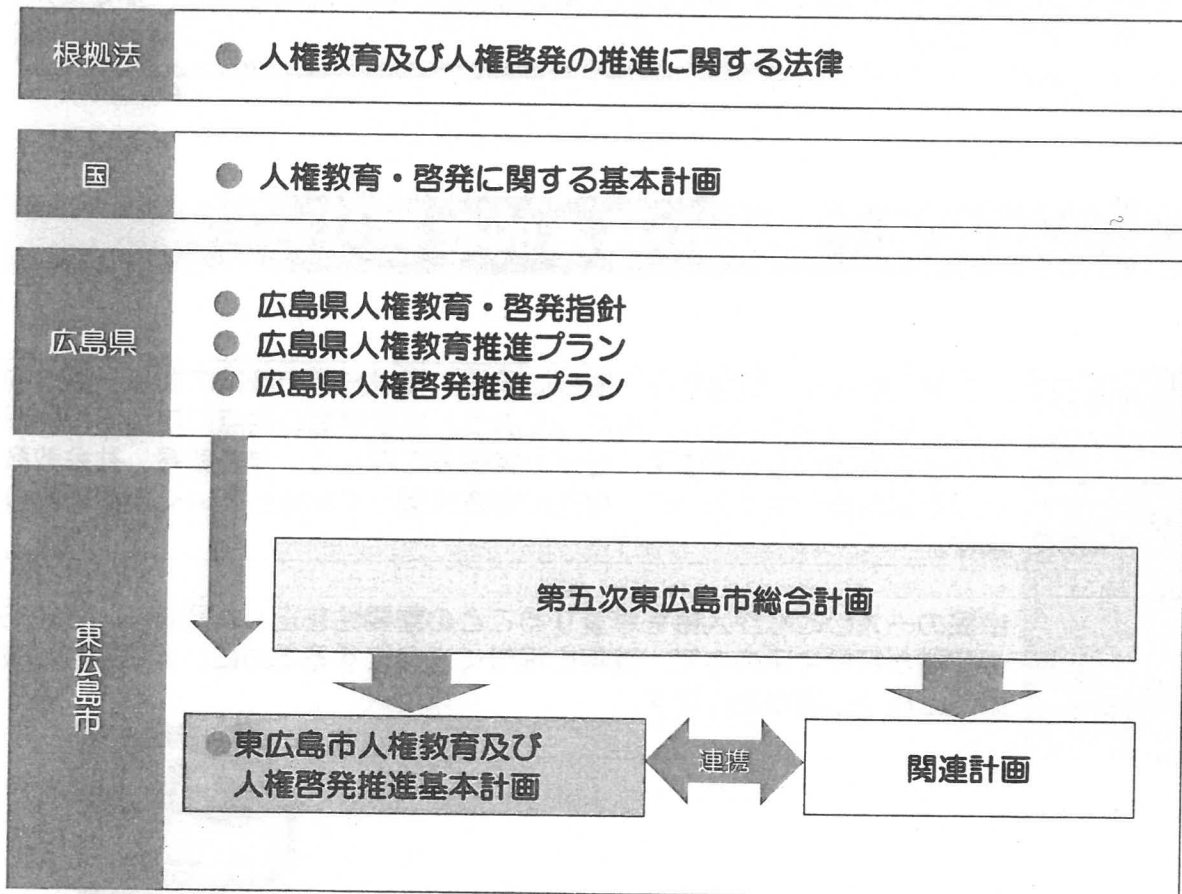
東広島市・東広島市教育委員会

はじめに

東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画（以下「基本計画」という）は、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための実施計画として、平成 15(2003)年 11 月に策定し、平成 22(2010)年 3 月に見直しを行いました。前回の改訂から 12 年が経過したことを踏まえ、このたび見直しを行いました。

計画の位置付け

基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、本市が今後実施する人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくことを意図して策定したものです。策定にあたっては、国・県の計画に沿って、中・長期的な展望に立ったものにしました。



計画目標

市民一人ひとりが人権尊重の意識を高め、様々な人権問題を自らの問題として正しく認識する

日常生活において、互いに人として尊重し合、一人ひとりが生き生きと暮らす

東広島市に生きることを誰もが誇りにできる地域社会づくり

人権教育・啓発の基本的な在り方

人権教育

日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう、生涯学習の視点にたって、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育、社会教育及び家庭教育の場において、相互の連携を図って実施していく必要があります。

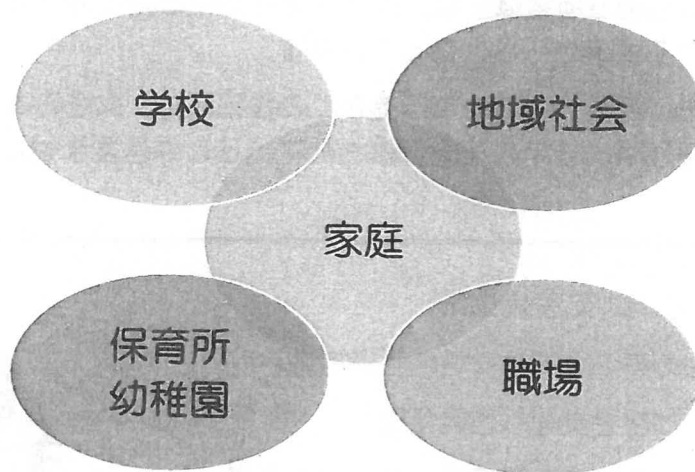
人権啓発

市民の一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、それらの認識が日常生活の中で、確実に根付くようにするために、総合的かつ効果的に行う必要があります。



あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

幼児から高齢者までの各段階で、学習活動・交流活動・講演会の開催など様々な啓発の機会をつくります。



普遍的な視点からの取組み

○人権教育

学校教育	① 心に響く学習内容の創造と指導方法の工夫・改善 ② 社会性や豊かな人間性を育むための体験学習の機会の充実 ③ 人権に対する教職員の理解及び指導力の向上に向けた研修の充実
社会教育	① 教育の原点である家庭教育への支援の充実 ② 学習の場の充実 ③ 参加体験型の研修会の提供等、学習プログラムの開発 ④ 指導者の養成及びその資質の向上等、教育推進体制の充実。

○人権啓発

内 容	① 基本的な知識 ② 生命の尊さ ③ 個性の尊重
方 法	① 発達段階に応じた啓発 ② 具体的な事例を活用した啓発 ③ 参加型・体験型の啓発 ④ インターネットを活用した啓発・研修

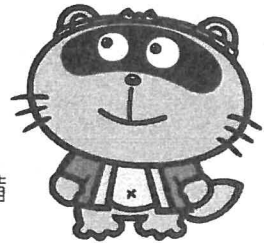
重要課題への取組み

女性の人権

- 「男女の固定的な役割分担意識」は、男女がその個性と能力を発揮する男女共同参画社会の実現を妨げる要因の一つとなっています。
- 女性に対する暴力、痴漢やわいせつ行為などの性犯罪は、女性の人権を侵害する問題ですが、その重要性はいまだに十分認識されているとは言えません。

<取組み>

- 男女共同参画に向けた意識改革
- 市政への女性の声の反映と女性の活躍推進
- 男女平等に向けた企業等へ啓発促進
- 仕事と家庭が両立できる環境の整備と情報提供
- 女性に対する暴力を根絶するための教育・啓発・環境整備
- 学校・地域・家庭における多様な学習機会の提供



子どもの人権

- 子どもの健康や福祉を害する犯罪が多発しています。
- 子どもが健やかでのびのびと育ち、その個性や権利が尊重され、子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことができる社会づくりのための教育・啓発が必要です。

<取組み>

- 関係機関相互の連携強化
- 問題解決に向けた情報提供・相談・指導
- 悩みを抱える子どもの学習や生活体験ができる場の提供
- 教職員の研修の充実と指導方法の研究を推進
- 社会教育施設における各種学級・講座等の学習機会の充実
- 家庭教育を支援するための学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備
- 適切な保育の実施と保育士等に対する研修の充実

高齢者の人権

- 高齢者世帯が増加し、地域住民間の連帯感も希薄になっています。
- 高齢者が社会の一員として各種活動に積極的に参加できるような取組みを推進し、必要に応じ、質の高いサービスを提供することが重要です。

<取組み>

- 高齢者の人権についての教育・啓発活動
- 高齢者の相談に応じる地域包括支援センターの周知と相談体制の充実
- 高齢者の権利の擁護
- 「敬老の日」等の行事を通じた高齢者福祉に対する市民の関心や理解の促進
- 在宅福祉サービスの充実
- 高齢者の優れた知識・経験等を生かし社会参画を実現するための条件整備

障害者の人権

- 障害のある人々は物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。
- 障害のある人への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合があります。

<取組み>

- 障害者に対する偏見や差別意識の解消
- ノーマライゼーション理念定着のための広報活動・啓発活動の推進
- 障害者の権利擁護
- 障害者の総合的な相談に応じる「障害者相談支援センター」の設置
- 障害者就労支援コーディネーターの設置や本市障害者雇用奨励金制度などの就業機会拡大の支援
- 施設職員、特別支援教育コーディネーター、教育担当者の研修や指導者の専門性向上
- 幼児・児童・生徒及びその保護者並びに住民等に対する教育・啓発



同和問題

- 同和問題に関する差別意識は依然として存在しており、今後とも粘り強く取り組んでいくことが求められています。

<取組み>

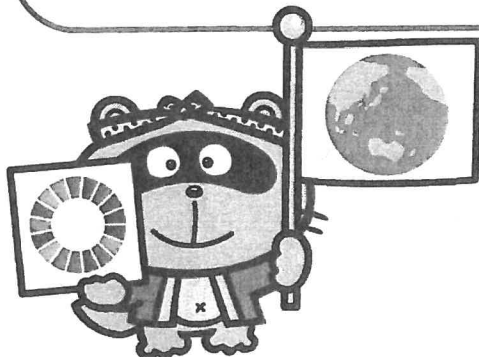
- 同和問題解消に向けた教育・啓発活動の継続実施
- 人権相談体制の充実
- 本市人権センターにおける生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業の推進
- 事業主に対する、公正な採用選考や就職の機会均等確保等の啓発
- 幼児・児童・生徒の発達段階に即した指導
- 人権問題に関する講座や事業等の充実

外国人の人権

- 外国人の就労に際しての差別や、入居・入店拒否等の問題が発生しています。居住地域とのつながりが希薄などの課題もあります。
- 世界共通の目標として設定されたSDGs の概念も踏まえ、多文化共生のまちの実現に向けて人権教育・啓発活動を推進していく必要があります。

<取組み>

- 多文化共生のまちづくりに向けた広報及び啓発活動
- 外国人市民と日本人市民との相互理解、異文化理解を深める交流事業の推進
- 外国人市民も共に活躍できる環境整備
- 多言語での情報提供や相談対応等の充実
- 外国籍の子どもの実態に応じた指導
- 地域センター等での異文化理解の講座交流事業の充実



H I V 感染者・ハンセン病患者等

- 感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、その家族に対しても様々な人権問題が生じています。
- 感染症に対する正確な知識を伝え、患者・元患者及びその家族等に対する偏見や差別意識を解消していくことが必要です。

<取組み>

- 感染症に対する正しい理解と知識の普及
- 感染症に関する理解を深めるための広報活動及び啓発活動
- 誤解による職場差別をなくすための事業者に対する情報の提供
- 社会教育施設での、差別につながるあらゆる病に関する理解と知識の普及

インターネットによる人権侵害

- インターネットにおいて、人権にかかわる問題が国内で発生しています。
- インターネットを利用した詐欺犯罪などで平穏な生活が脅かされています。

<取組み>

- 情報モラル・情報リテラシーの必要性や情報に対する責任等について理解を深めるための教育・啓発活動

その他

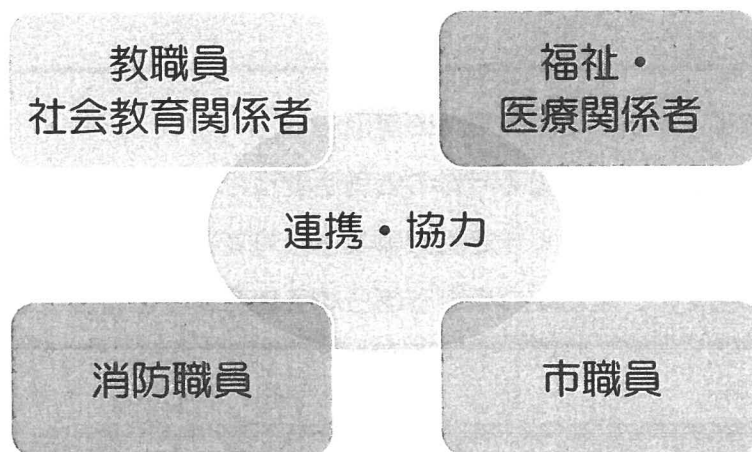
- アイヌの人々、からだの性とところの性が一致しない人などLGBTQ+ と称される人々、ホームレスの人々、拉致問題、人身取引等の様々な人権問題にも取組みが必要です。

<取組み>

- すべての人の人権を尊重し保障する視点に立って、あらゆる偏見と差別意識を解消し、人権尊重思想の普及及び高揚を図るための教育・啓発を推進

人権教育・啓発の推進について

人権にかかわりの深い職業に従事する者が人権問題を正しく認識し、それぞれの職務の遂行にあたって適切な対応が行えるよう研修等の充実に努めます。



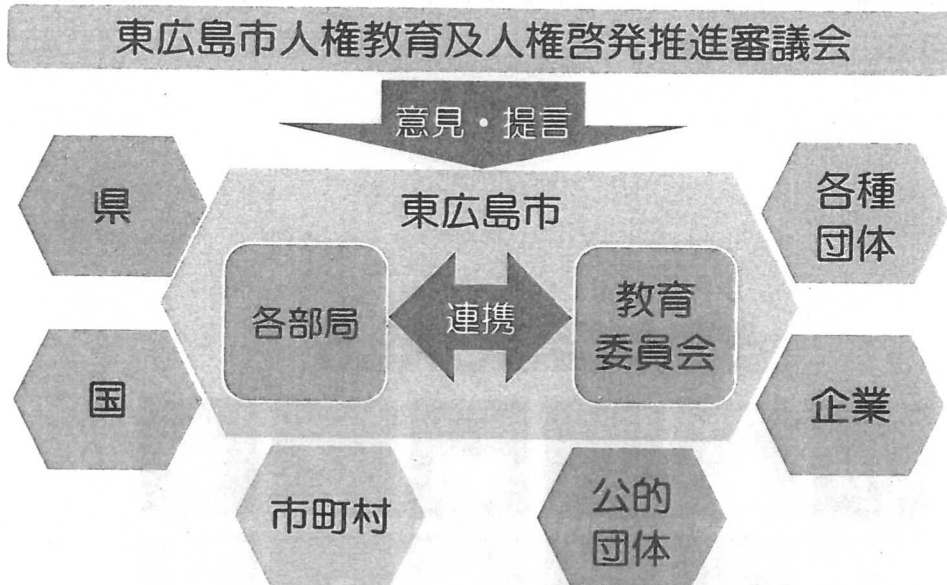
〈人権教育・啓発の推進に向けた取組み〉

- 人権推進に関わる者に対する研修等の実施
- 教育の推進及び啓発行事の開催
- 教育・啓発資料の作成と配布
- 教育・啓発に関する調査研究
- 担当者の育成
- マスメディア及びインターネット等情報関連技術の活用



推進体制について

各団体・機関との連携・協力体制の構築に努めます。



計画のフォローアップ及び見直しをします。

人権教育・啓発の実施状況を点検し、その結果を以降の協力啓発活動に反映させます。

社会情勢の変化や動向等を考慮し、適宜計画の見直しを行います。



人権はSDGsの基本理念です。

「誰一人取り残さない」

この言葉に象徴されるように、SDGsのゴール（目標）はどれも『人が生きること』と関連しており、人権尊重の考えがベースになっています。



SDGsは、2030年に向けて世界が合意した『持続可能な開発目標』です。

東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画～人・かがやきプラン～【概要版】

令和4（2022）年3月改訂

編集・発行／東広島市・東広島市教育委員会

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

TEL (082) 420-0927 FAX (082) 422-2040
